

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

令和元年 6月24日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16H03568

研究課題名(和文) 民事訴訟利用者調査の経年実施に基づく民事訴訟制度改革の意義の検証

研究課題名(英文) Verification on the civil justice reform through periodic surveys on civil litigants

研究代表者

菅原 郁夫 (SUGAWARA, ikuo)

早稲田大学・法学大学院(法務研究科・法務教育研究センター)・教授

研究者番号：90162859

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 11,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、民事訴訟制度研究会が2016年に行った「日本の民事裁判制度についての意識調査」の結果を示すものである。同調査は、訴訟経験者に実際に訴訟を利用してみて、訴訟手続、裁判官、弁護士、訴訟制度等についてどのような感想を持ったかを尋ねた。同様の調査は2000年に司法制度改革審議会が実施して以降継続して行われているが、2006年および2011年にも今回の調査と同じ手法で実施されている。本研究では、2016年の調査結果のみならず、過去調査結果との比較も含め分析を行った。たとえば、今回の調査では、制度評価に若干の改善傾向が見られたが、それに再利用意志の評価が連動していないといった点が示される。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、日本の司法制度改革、とくに民事訴訟に関わる制度改革の効果を、実際に民事訴訟を利用した当事者に、その利用経験に関する評価を尋ねることによって明らかにすることにある。民事訴訟に関しては、平成8年の法改正に端を発し、周辺制度も含め、多くの改革改善努力がなされてきた。それらの成果を利用者の視点から計測し評価することは、「利用しやすい民事訴訟」の構築にあたっての重要な視点を示す。本研究は、5年毎に過去3回あたり行われてきた調査の4回目にあたり、訴訟手続、裁判官、弁護士の評価、さらには制度評価や当事者の訴訟再利用意思の変化が示され制度改革に当たっての貴重な基礎情報を示している。

研究成果の概要(英文)：This study shows the results of Civil Litigation Survey which was conducted by Society for the Study of the Civil Procedural System in 2016. This survey asked litigants of civil case their impression on their procedure, judge, attorney, and civil litigation system itself. Same survey had started in 2000 by Japanese Judicial Reform Council and thereafter continued by the Society above in 2006 and 2011. In this study, not only the results of the survey in 2016 but also several changes of litigants' evaluations from past surveys are shown. For example, it shows that evaluations on several aspects judicial system has improved since 2006, nevertheless it also shows litigants' will to use the system had been decreasing continuously.

研究分野：民事訴訟法

キーワード：民事訴訟 利用者調査 司法制度改革 裁判官評価 弁護士評価

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

本研究の端緒は、1999年に開始した司法制度改革にある。司法制度改革審議会はその報告書「21世紀の日本を支える司法制度」(2002)において各種の提言をなすにあたって、「国民に利用しやすい民事訴訟制度の在り方」を検討する基本的な資料とすべく、民事訴訟の利用者調査(司法制度改革審議会「民事訴訟利用者調査」(2000))を実施した。同審議会の報告書は、利用者調査等の定期的・継続的実施の必要性を強調している。その後、上記継続実施の必要性の指摘を受け、2006年、2011年に、民事訴訟法学者を中心とした「民事訴訟制度研究会」が組織され、ほぼ5年おきに第2回、第3回の民事訴訟利用者調査を実施してきた。本研究は、これら調査を承継し、第4回目の調査をなすものである。

### 2. 研究の目的

本研究の目的は、日本の司法制度改革、とくに民事訴訟に関わる制度改革の効果を、実際に民事訴訟を利用した当事者に、その利用経験に関する評価を尋ねることによって明らかにすることにある。民事訴訟の改革改善の効果を利用者の視点から計測し、評価することは、「利用しやすい民事訴訟」の構築にとって不可欠なものであり、民事訴訟法理論構築にあたって重要な基礎をなす。今回の調査はほぼ5年毎に過去3回わたり行われてきた調査の4回目であり、これまでの調査結果との比較も含め多くの有益な基礎情報を提供することを目的としている。

### 3. 研究の方法

過去3回の調査と統一をとった質問紙を用い、実際の民事訴訟の当事者に、訴訟手続、裁判官、裁判所職員、弁護士、訴訟結果、裁判制度全体についての匿名郵送調査を実施した。調査対象となった裁判所は、層化なし確率比例二段抽出法によって抽出された全国の地裁本庁・支部あわせて142庁で、調査対象事件は、それら裁判所に係属した、過払金返還請求事件(以下、「過払金等」とする)を除く民事通常事件3,146件である。調査対象者はそれら調査対象事件から1当事者のみを抽出した合計3,146人(自然人2,219人・法人927人、原告1,505人・被告1,241人)であった。上記対象者中、910人(自然人641人・法人269人、原告541人・被告350人)が回答をよせ、回収率は28.9%であった。

### 4. 研究成果

主だった調査結果は以下のようになる。

#### (1) 裁判に至る経緯、弁護士への依頼の有無、裁判の利用動機

**裁判原因発生から訴え提起までの期間** 調査事件全体では、原因発生から裁判に至るまでの期間は平均で1.6年であった。分布としては、「1年以下」(32.4%)が最も多く、「1~2年」(32.2%)がこれに続く。原因発生から2年までの間に全体の6割程度が、また3年までの間では約8割が裁判に至っている(「2~3年」20.7%)。上記平均期間は2006年調査では2.4年で、2011年では1.8年であったが、本調査では僅かであるがさらに短縮している。過去の調査に比べ全般に早期提訴傾向がみとれる。

**裁判に至る経緯** 問題解決のために裁判前に相手方との間でどのような行為なしたかについては、はじめに「直接交渉」、「相談」、「裁判外紛争解決」、「無行動」のいずれかを選択してもらい、前3つの選択肢を選択した回答者にさらに具体的な内容(相手等)を答えてもらっている。この前半の質問に関しては、最も多かったのは「相談」(73.7%)で、「直接交渉」(54.7%)がそれに次ぐ。「相談」相手に関しては、圧倒的多数が「弁護士」(81.4%)で、「友人・親戚」(17.8%)、「法テラス」(11.1%)がそれに次ぐ。2011年調査と比較した場合、「弁護士」への相談割合にほとんど変化はないが、「法テラス」への相談の割合が増え、他の「弁護士以外の専門家」、「民間・自治体の法律相談」は、いずれもその割合が減少している。

**弁護士の有無** 回答者中、弁護士の付いた代理人当事者は82.9%であり、付かなかった本人当事者は17.1%であった。代理人当事者の割合は2006年調査(あり74.5%、なし25.5%)、2011年調査(あり79.7%、なし20.3%)と徐々に上がってきている。

**弁護士への相談時期** 代理人当事者に対して、当該弁護士への相談時期を尋ねた。半数以上(60.2%)が「裁判予想前」に相談していた。「審理開始後」はわずか1.4%であった。この「裁判予想前」に相談していた割合は、2006年調査が52.6%、2011年調査が58.0%であったのに比べると徐々に上がってきている。弁護士への相談時期の早期化の可能性が示唆された。

**裁判へ躊躇を感じた割合** 質問紙では、裁判の開始にあたって躊躇を感じたか否かを尋ねている。全体では49.4%が裁判の開始に躊躇を感じていたが、それよりも僅かに多い50.6%は躊躇を感じていなかった。この状況は、2011年調査と大きく異ならないが、躊躇を感じた割合は2006年調査45.6%、2011年調査46.7%と少しずつ上がってきている。

#### (2) 裁判過程に対する評価

**費用予測** 裁判開始前に裁判に要する費用に関し何らかの予想がついていた当事者(「ある程度は予想がついた」と「はっきり予想がついた」の合計、以下、「予想当事者」とする)は58.2%で、全く予想がつかなかった当事者(以下、「予想不能当事者」とする)は41.8%であった。同様の質問に関し、2006年調査の回答は、予想当事者は51.6%、予想不能当事者が48.4%、2011年調査ではそれぞれ61.8%と38.2%であった。予想当事者の割合が2006年調査から2011年調査にかけいったん約10ポイント増えたが、2016年調査で再び約3ポイント減ったことに

なる。いったん改善されたものが何故再び後退したのかその原因を検討する必要がある。

**費用予測の情報源** 上記の予測の情報源として圧倒的に多かったのは、「弁護士」(80.7%)で、次いで「自分の経験」(20.1%)がきた。その他の情報源はいずれも割合がかなり低くなっている。こういった状況は2011年調査と大きく異ならないが、「インターネット」に関しては、2011年調査の5.7%が、本調査では10.1%とその割合が倍に近い形で増加している。

**費用評価** この予想に引き続き、裁判が終わって現実にかかった費用についての評価も尋ねている。「総額」は「高い」(「非常に高い」、「やや高い」の合計)が41.5%であった。2006年調査、2011年調査と比較した場合、「総額」に関しては「高い」とする割合に減少傾向がみられる(2006年48.3%、2011年43.1%、2016年41.5%)。弁護士費用に関しては、2006年から2011年の間に「高い」とする割合がある程度減少し、2016年においてもそれがほぼ維持されている(2006年40.8%、2011年34.2%、2016年35.1%)。

**裁判期間予測** 裁判に要する時間に関しては、予想当事者は43.6%で、予想不能当事者は56.4%であった。裁判に要する時間に関しては、費用と異なり、半数以上が予想不能当事者であった。この点に関し、2006年調査時点では、予想当事者が40.0%で、予想不能当事者が60.0%であったのが、2011年調査では予想当事者が46.6%で、予想不能当事者は53.4%と約6ポイント予想当事者の割合が増える形で状況が改善される傾向にあった。しかし、本調査の結果はそれが再び僅かながら以前に戻った可能性を示している。ただ、差が僅かであることから誤差の可能性もある。

**裁判期間予測の情報源** 裁判期間に関し、予測の情報源として最も多くの指摘があったのは、費用同様、「弁護士」(75.1%)であった。それに続くのが「自分の経験」(23.5%)で、他の割合はかなり低くなっている。この状況は、2011年調査とほとんど変わっていない(2011年:「弁護士」75.9%、「自分の経験」28.2%)。

**裁判期間の評価** 実際に裁判にかかった時間については、「短い」(「短すぎる」と「やや短い」の合計)が6.3%、「合理的範囲」が29.9%。「長い」(「やや長い」と「長すぎる」の合計)が49.6%、「どちらともいえない」が14.2%であった。「長い」との評価の割合が最も高いが、「合理的範囲」とする回答者も約3分の1いた。2011年調査と比較すると、「短い」、「合理的範囲」がやや減り(2011年:それぞれ8.0%、34.0%)、「長い」がやや増えている(2011年44.2%)。2006年調査では「やや短い」の選択肢がなかったが、この点は「短い」の選択肢の中に含まれたものとみなして比較を試みると、本調査の方で、「どちらともいえない」と「合理的範囲」の割合が少し下がり(2006年:「どちらともいえない」23.8%、「合理的範囲」31.0%)、「長い」の割合がやや増えている(2006年41.5%)。当事者の主観的評価の中では、2006年調査から本調査にかけ「長い」の割合が僅かずつ増え続けている。

**裁判過程の評価** 裁判の過程や経過について、肯定回答の割合が50%を越えた項目は、「自分の側の主張」(53.6%)、「自分の側の証拠」(61.8%)、「自分の側の書面等提出」(79.6%)であった。「自分の側の主張」、「自分の側の証拠」、「自分の側の書面等提出」は自分の側の行為に対する評価であり、50%以上の回答者は自分のすべきことはきちんとやった、あるいはできたと思っていることがわかる。また、50%以上には至らないものの、肯定回答割合が4割を超えるものとしては、「手続の公正さ」(46.4%)、「裁判官の問題理解」(42.8%)がある。他方で肯定回答の割合が少なかった(3割を切った)のは、「相手側の主張への理解」(19.0%)、「裁判官による質問」(27.9%)、「相手側の書面等提出」(24.5%)、「時間的効率性」(22.2%)、「集中度」(20.7%)である。回答者にとっては、手続の集中性や時間的効率性が実際にあまり感じられなかった可能性がある。ただし、「集中度」に関しては、「わからない」が40.6%に達している。また、全てに共通する傾向として、「わからない」の割合が高くなり、結果として、それに相応した形で肯定回答割合が下がっている。これは、前述のように、弁護士代理率が上げれば必然的に生じる傾向ともいえよう。

### (3)裁判官、弁護士に対する評価

**裁判官の印象** 裁判官の印象については、肯定回答割合が4割を超えているのは「中立的」(40.6%)のみで、2011年調査で肯定回答が4割を超えていた「丁寧さ」は4割を切っている(2011年42.1%、2016年35.5%)。また、2011年調査で肯定回答が4割に近い評価を得ていた「傾聴」(2011年39.4%、2016年39.1%)は僅かではあるがその割合が減少し、「信頼性」(2011年39.0%、2016年33.9%)もまた肯定回答割合が下がっている。そのほか、2011年調査で肯定回答の割合が相対的にみて低かったのは、「法律外知識」(2011年24.4%、2016年21.1%)、「事前準備」(2011年25.9%、2016年23.6%)であるが、2016年調査ではさらに同割合が下がっている。ただ、これら肯定回答割合の減少は、いずれもその分否定回答割合が増えたというよりも、「わからない」の回答割合が増えており、それが肯定回答の比率に影響を与えているようにみえる。

**裁判官への満足度** 裁判官に関しては、38.4%が満足(「とても満足している」と「少し満足している」の合計)しており、満足しない(「全く満足していない」と「あまり満足していない」の合計)は28.6%であった。2011年調査と比較すると、満足しない割合はほとんど変わらないが(2011年28.5%)、「どちらともいえない」の割合(2011年30.7%)がやや増え、満足割合がやや減っている(2011年40.8%)。2006年調査も含め比較すると、満足も満足しないもその割合が僅かに下がり、「どちらともいえない」が増える傾向にある(2006年:満足41.3%、どちらともいえない28.5%、満足しない30.2%)。

なお、2011年調査から、満足評価の根拠となった項目を重要な順に3点挙げるように依頼している。その結果、第1順位とされたのは「中立的」で、第2順位が「傾聴」、第3順位が「背景理解」であった。この結果は2011年調査と全く同じである。

**弁護士の印象** 本調査では、729名(80.1%)の回答者が弁護士を有しており、それらに対し、自分の弁護士の印象を19項目尋ねている。多くの項目は、肯定回答が7割を超えているが、とくに肯定回答割合の高かったのは(8割を超えるもの)、「適正さ」(80.8%)、「傾聴」(81.3%)、「丁寧さ」(81.1%)であった。これに対し、肯定回答割合が6割台にとどまったのは、「法律外知識」(64.1%)、「進行説明」(69.5%)、「争点説明」(69.7%)、「主張証拠伝達」(68.9%)、「交渉尋問技術」(68.4%)、「最良解決意思」(60.7%)などであった。

**弁護士の満足度** 自分の弁護士に対する満足度は、満足割合が70.4%であり、満足しない割合が15.9%であった。同じ割合が、2006年調査ではそれぞれ68.6%、18.3%、2011年調査ではそれぞれ72.6%、15.0%であった。満足割合は、2006年調査から2011年調査の間に上がり、その後本調査までの間に再び下がっている。ただ、その変動幅は僅かである。満足判断の根拠に関しては、第1順位が「傾聴」、次いで、第2順位が「信頼性」、第3順位が「熱心さ」といった項目であった。この点は2011年調査と同じである。

#### (4) 訴訟結果に対する評価

**裁判結果の評価** 裁判の結果については11項目にわたり評価を尋ねている。最も肯定回答割合の高かったのは、「結果の受け入れ」(56.7%)であり半数以上の回答者が肯定的に評価している。そのほか、肯定回答が50%を超えるものは「法律との一致」(51.7%)のみであった。2011年調査では肯定評価が50%を超えていた「結果の公正」(2011年50.1%)、「結果の納得」(2011年51.9%)、「再利用意思」(2011年50.4%)といった項目はそれぞれ僅かではあるが肯定回答割合が50%を切る形となっている(2016年調査ではそれぞれ48.2%、49.4%、43.7%)。

以上の点に関し、2006年調査から2011年調査の間の変化をみると、「結果の公正」(48.2%から50.1%)、「価値観共有」(41.8%から46.3%)、「法律との一致」(50.8%から55.0%)、「結果の受け入れ」(55.6%から58.1%)、「結果の納得」(50.2%から51.9%)は、それぞれ僅かながら肯定回答割合が上がっていた。多くはそれに伴い否定回答割合も微減していた。また、「再利用意志」に関しては肯定回答割合が2006年調査から一貫して下がっているし、「推奨意志」に関しても、2011年調査で評価が低下し、本調査でもほぼ同じレベルにとどまっている。

**裁判結果の満足度** 裁判結果の満足度に関しては、満足割合が46.5%、中間評価(「どちらともいえない」)が17.5%、満足しない割合が36.0%となった。半数弱が満足評価をなしている。2006年調査では、満足割合が49.1%、満足しない割合が34.9%であり、2011年調査では、満足割合が48.6%、満足しない割合が35.5%であった。僅かずつではあるが、満足割合が下がり、満足しない割合が増えている。

#### (5) 訴訟制度に対する評価

裁判制度全体に関しては、肯定回答割合が否定回答割合を上回ったのは、「紛争解決の役目」(44.5%)、「裁判制度の公正さ」(40.5%)、「法律の公正さ」(40.6%)で、反対に、否定回答割合が肯定回答割合を上回ったのは、「制度の利用しやすさ」(44.0%)、「法律の現状対応」(32.3%)、「裁判制度の満足度」(34.0%)、「権利の実現」(32.7%)といった項目であった。最も肯定回答割合の低い「制度の利用しやすさ」は肯定回答割合が23.9%、次いで「法律の現状対応」が24.9%、「民事裁判制度の満足度」が25.2%となっている。ただし、「法律の現状対応」、「裁判制度の満足度」に関しては、「どちらともいえない」の割合が40%を超えており、判断のつかない回答者も多くいたことになる(それぞれ42.8%、40.8%)。

2006年調査と2011年調査の間では、大きな変化のあるものはみられなかったが、「裁判制度の満足度」の肯定回答割合が減少(3.4ポイント)していた(2006年24.1%、2011年20.7%)。それに対し、本調査では全ての項目で肯定回答割合が上がっており、「裁判制度の満足度」も25.2%となり2006年調査(24.1%)よりも高くなっている。結果の有利不利別でみた場合、有利事件の割合が下がり(2011年43.5%、2016年41.2%)、不利事件の割合が上がっていたが(2011年33.5%、2016年36.2%)、制度評価は僅かではあるが、全般的な改善がみられた。

#### (6) まとめ 今後の分析に向けて

以上の結果のうち、注目すべき点は、弁護士数の増加の影響と思われる変化である。具体的には、前述の自然人被告の代理率の底上げ、相談時期の早期化といった現象として表れている。また、裁判に関する情報源の変化も注目し値する。具体的には、法テラスへの相談率の高まりと、インターネットによる情報の取得割合の高まりといった点があった。これらの変化は制度改革の成果といえる面もあり、歓迎すべき変化のようにも思われるが、さらに今後の変化の方向を見守るべきものともいえよう。

これに対し、予想とはやや異なる結果が出たのは、裁判に対する躊躇率の暫増という点である。この結果をいかに解釈すべきかに関しは、大きく二つの可能性がある。一つは、諸改革にもかかわらず訴訟への抵抗感が増しているといった解釈であり、他方は反対に、諸改革の成果として、抵抗があっても裁判をする者が増えつつあるといった解釈である。このいずれが当てはまるかは、今後の大きな分析課題であろう。

次に、注目すべきは、費用予測割合の低下した点である。この理由は、どこにあるのか原因を明らかにする必要がある。

裁判過程の評価にかかわっては、時間的効率性、集中度の評価が必ずしも高くはなかった。

その原因はどこにあり、どういった対応をなすべきかが検討されるべきであろう。裁判官・弁護士評価に関しては、「わからない」との評価の増加が一般的傾向としてみられた。裁判官に関しては、代理率の高まりに伴う非立会の増加の可能性とも思われるが、弁護士評価で「わからない」との評価をどの様に説明することができるのかはこの時点では答えのない状況である。委任率が高まれば、弁護士の説明と裁判制度評価が密接にかかわってくる可能性があるだけに、この「わからない」との評価の解明も急務であろう。

最後に、制度評価と再利用意志との関係に関しても分析が必要である。今回の調査では、制度評価に若干の改善傾向がみてとれるにもかかわらず、それに再利用意志の評価が連動していない。むしろ、再利用意志は一貫して低下傾向にある。何故、こういった現象が生じるのか、そのメカニズムの解明が必要であろう。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計2件)

山本和彦ほか,特別座談会 2016年民事訴訟利用者調査の分析 論究ジュリスト(査読なし), 28号 2019 pp.158-180

菅原郁夫, 2016年民事訴訟利用者調査結果の概要, 法と社会研究(査読なし), 4号, 2019, pp.27-63

〔学会発表〕(計2件)

2018年5月 於・日本法社会学会 菅原郁夫、山本和彦、山田文、垣内秀介、石田京子「ミニ・シンポジウム『2016年民事訴訟利用調査の結果概要』」

2019年2月 於・民事訴訟法学会関西支部 菅原郁夫、山本和彦、山田文、垣内秀介、石田京子「報告『2016年民事訴訟利用調査の結果概要と2次分析の可能性』」

〔図書〕(計1件)

民事訴訟制度研究会(代表 菅原郁夫) 商事法務 2016年民事訴訟利用者調査 2018, 784

## 6. 研究組織

### (1)研究分担者

研究分担者氏名: 山本 和彦

ローマ字氏名: YAMAMOTO kazuhiko

所属研究機関名: 一橋大学

部局名: 法学研究科

職名: 教授

研究者番号(8桁): 40174784

### (2)研究協力者

研究分担者氏名: 垣内 秀介

ローマ字氏名: KAKIUCHI syusuke

所属研究機関名: 東京大学

部局名: 法学(政治学)研究科

職名: 教授

研究者番号(8桁): 10282534

### (3)研究分担者

研究分担者氏名: 山田 文

ローマ字氏名: YAMADA aya

所属研究機関名: 京都大学

部局名: 法学研究科

職名: 教授

研究者番号(8桁): 40230445

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。